

学校についてはどうなるのか？

当面は現行のとおりです。給食についても現行のとおりですが、老朽化している施設もあることから、新市において検討していきます。

地域の祭りはどうなるのか？

各地区の良さを残すということで、当分の間今までどおり継続して実施します。

一般職員の定数シュミレーションはないのか？

10年間で200人程度削減できると推計しています。



伊香保町

敬老祝い金が縮減になるか？

他の健康対策事業に振り替えるなど見直しを行っていきます。

住民説明会開催状況

開催日時	会場	参加者数
5月18日(火) 午後7時から	渋川市古巻公民館	41
5月18日(火) 午後7時から	赤城村社会福祉センター	55
5月19日(水) 午後6時30分から	北橋村中央公民館	94
5月20日(木) 午後7時から	伊香保町観光会館	55
5月21日(金) 午後7時から	渋川市金島ふれあいセンター	112
5月21日(金) 午後7時から	小野上村基幹集落センター	30
5月22日(土) 午後7時から	渋川市豊秋公民館	35
5月22日(土) 午後7時から	赤城村社会福祉センター	60
5月23日(日) 午後2時から	小野上村基幹集落センター	15
5月24日(月) 午後7時から	伊香保町観光会館	48
5月24日(月) 午後7時から	子持村公民館	127
5月26日(水) 午後7時から	子持村JA子持支所	61
5月29日(土) 午後7時から	渋川市民会館	147

第8回任意合併協議会の内容

日時 平成16年5月27日(木) 午後2時
場所 渋川市民会館 小ホール
出席委員 44名

平成16年5月27日に第8回渋川地区市町村任意合併協議会が渋川市民会館小ホールで開催されました。協議会では協議事項6件が協議され、一部修正のうえ、すべて承認されました。

□協議事項

- 議案第46号 協議項目24-14「農林水産関係事業の取扱い」
- 議案第47号 協議項目24-15「商工・観光関係事業の取扱い」
- 議案第48号 協議項目24-18「上水道等の取扱い」
- 議案第49号 協議項目24-19「公共下水道等の取扱い」
- 議案第50号 協議項目24-20「学校教育の取扱い」
- 議案第51号 協議項目24-21「社会教育の取扱い」

農林水産関係事業

調整方針

1 農業集落排水施設及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、受益者分担金については、現行のとおりとし、使用料については、渋川市の例に用途区分「臨時用1m³につき203円」を加える。

また、水洗便所改造資金貸付制度等については、渋川市の例による。

【一般家庭で1ヶ月30m³使用した場合の月額使用料】

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
農業集落排水使用料	2,970円	-	-	2,900円	2,940円	2,940円

2 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、地域農業マスタープラン及び森林整備計画については、新市において新たに策定する。

3 農業振興対策及び担い手対策については、合併時に調整する。

また、遊休農地対策については、新市において調整し、市民農園事業については、現行のとおりとする。

4 水田農業経営確立対策事業については、新市において調整する。

5 農業近代化資金等利子補給及び認定農業者育成資金利子補給は渋川市の例による。

6 農業基盤整備事業、園芸振興対策事業、畜産振興事業、及び林業振興事業については、現行のとおり継続し、新市において調整する。

農業集落排水事業については、良好な住環境の維持と自然環境の保全の面から、現行のとおり新市に引継ぐものとなりました。受益者分担金については、現行のとおりとします。また、使用料については、各市町村に相違はありますが、格差が少ないので渋川市の例によるものとなりました。

農業振興対策等については、各市町村において奨励金に差がありますので、合併時に調整することとしました。市民農園事業については、市民のリクリエーション等健康的でゆとりある生活を確保するとともに、遊休農地解消対策にもなりますので、新市においても現行のとおりとすることとしました。

商工・観光関係事業

1 金融制度については、次のとおりとする。

- (1)小口資金については、現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2)商業活性化資金については、渋川市、赤城村、北橋村の例による。
- (3)商工貯蓄共済融資利子補給については、新市において調整する。

2 商店街等振興対策については、新市において調整する。

3 観光事業に係る「まつり」、「イベント」については、現行のとおりとする。

4 勤労者対策については、次のとおりとする。

- (1)勤労者生活資金及び勤労者住宅建設等利子補給事業については、渋川市の例による。
- (2)定住促進住宅建設利子補給事業については、当面の間、現行のとおりとする。

5 優良企業誘致促進事業については、新市において調整する。

小口資金については、商工会議所・商工会との調整が必要となり、合併時まで統一することが難しいため、新市において調整することとしました。